

平成30年 4月10日

自動車運送事業者 各位

石川運輸支局

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正に係るお知らせ

**【改正概要】（旅客・貨物共通）**

1. 自動車運送事業主等が運転者を兼ねる場合の健康状態の把握等について

自動車運送事業者には乗務員の健康状態を把握する義務があり、また、運転者の勤務時間等を定めるときの具体的基準は勤務時間等告示とすることが定められているところ、当該乗務員及び運転者に、乗務や運転をする個人事業主や法人の業務を執行する役員等が含まれるか否か不明確であったが、今般の改正において、運転者を兼ねている個人事業主や法人の業務を執行する役員等が含まれることを明記。

**【改正概要】（旅客自動車運送事業）**

1. 旅客自動車運送事業へのIT機器を用いた点呼の導入について

点呼については、対面点呼を行わなければならないとされていますが、旅客自動車運送事業についても運行管理の効率化を図るため、一定の要件を満たす事業者の営業所においてもIT機器を用いた点呼ができるようにしたものの。

2. 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

- ① 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」の規定を追加。
- ② IT点呼を行えるのは①に該当する営業所と当該営業所の車庫間とする規定を追加。
- ③ 乗務記録や運行指示書等を電磁的に作成・保存できることを明記。

**【改正概要】（貨物自動車運送事業）**

1. 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

- ① 「輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所」の要件のうち、「過去3年間点呼の違反に係る行政処分及び警告を受けていないこと。」を「過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。」と改正。
- ② Gマーク営業所に所属する運転者は同一事業者の他のGマーク営業所の運行管理者によりIT機器を用いた点呼を受けられるが、乗務を開始若しくは終了しようとする地点又は中間点呼を受けようとする地点が同一事業者の他のGマーク営業所である場合は、運転者が携帯する携帯型端末の他、当該Gマーク営業所の設置型端末を用いることができる規定を追加。
- ③ 乗務記録や運行指示書等を電磁的に作成・保存できることを明記。

**詳細については、以下のアドレス先でご確認願います。**

リンク先：運輸規則・安全規則 [http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0100/](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)  
(旅客は旅客自動車運送事業運輸規則、貨物は貨物自動車運送事業輸送安全規則と入力してください。)

リンク先：解釈運用通達 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/construction.html>

今後も当該通達に基づき、輸送の安全管理や運行管理等に努めていただきますようお願いいたします。

お問合せ先：石川運輸支局 輸送・監査部門 担当 大北

検査整備保安部門 担当 菅井

電話 輸送・監査部門 076-291-7853

検査整備保安部門 076-291-7852

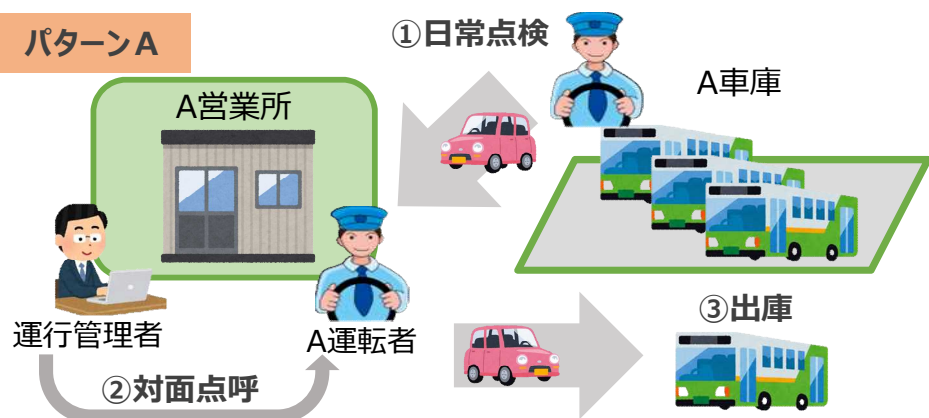
# IT点呼の概要(旅客)

輸送の安全及び旅客の利便の確保について優良と認められる旅客自動車運送事業者の営業所について、営業所-車庫間でのIT点呼の実施を認めることとする。

## 現行

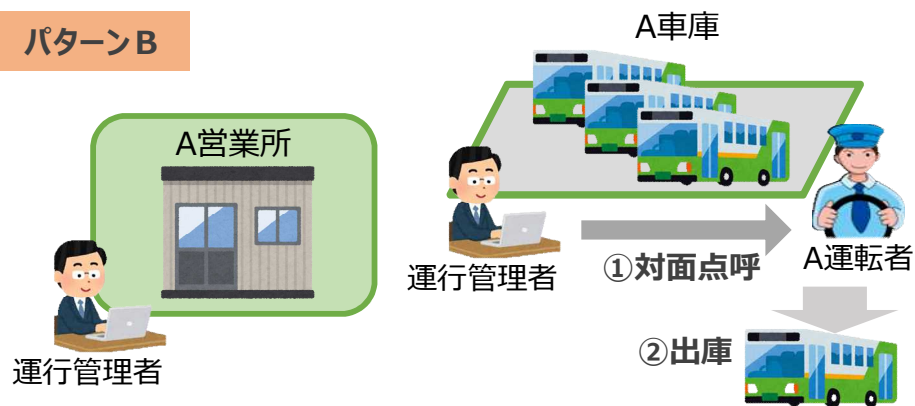
- 営業所ごとに車両数に応じた人数の運行管理者の選任と、運行管理者による乗務前後の対面点呼を義務付けている

### パターンA



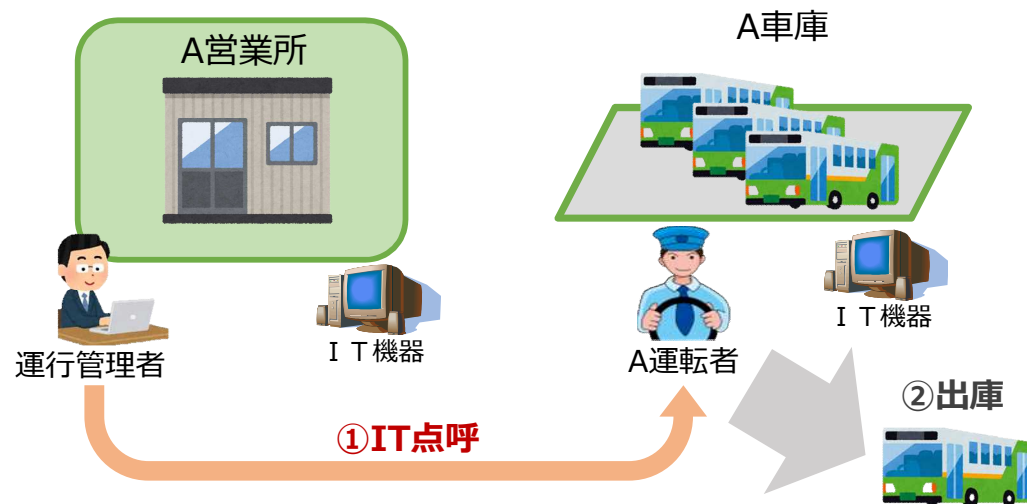
- ① 運転者は車庫で事業用自動車の日常点検を実施し、
- ② 営業所において運行管理者から対面点呼を受け、アルコールチェックや日常点検の実施の報告を行った上で、
- ③ 車庫から出庫

### パターンB



対面点呼を行うため、車庫にも運行管理者等の人員を配置している

## 見直し後



- 以下の要件を満たす営業所においては、**営業所-車庫間でIT点呼**を行うことを可能とする

- ✓ 開設してから3年を経過していること
- ✓ 過去3年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
- ✓ 過去3年間行政処分又は警告を受けていないこと

# 健康状態の把握等について

## ○自動車運送事業者等が運転者を兼ねる場合の健康状態の把握について

### 【現行】

#### ○乗務員

- ・自動車運送事業者主等は乗務員の健康状態の把握を行う義務がある。

#### ○運転者

- ・健康状態の把握の他、勤務時間等を定めるときの具体的基準は勤務時間等告示とすることが定められている。



平成30年3月30日以降

### 【改正後】

#### ○乗務員

- ・自動車運送事業者主等は乗務員の健康状態の把握を行う義務がある。

#### ○運転者

- ・健康状態の把握の他、勤務時間等を定めるときの具体的基準は勤務時間等告示とすることが定められている。

#### (追加)

#### ○事業主、法人の業務を執行する役員等が乗務員又は運転者を兼ねる場合

- ・上記の乗務員や運転者同様、健康状態の把握や勤務時間等告示等が適用となります。

# Gマーク営業所におけるIT点呼等について(貨物)

## 【現行】

○A社Gマークa営業所に所属する運転者 → A社Gマークb営業所でIT点呼  
a営業所運行管理者によるIT点呼      b営業所運行管理者によるIT点呼



平成30年3月30日以降

## 【改正後】

○A社Gマークa営業所に所属する運転者 → A社Gマークb営業所でIT点呼  
a営業所運行管理者によるIT点呼      b営業所運行管理者によるIT点呼

## (追加)

○A社Gマークa営業所に所属する運転者 → 乗務開始若しくは終了する地点又は  
中間点呼を受ける地点が、A社G  
マークb営業所で行う場合

運転者が携行する携帯型端末の他、b営業所の設置型端末を用いることができる。